

第7回 農林水産業TF（第3回 林業専門部会） 議事次第

1. 日 時：平成21年8月10日（月）12:55～13:50
2. 場 所：永田町合同庁舎 2階A会議室（207号室）
3. 内 容：全国規模の規制改革要望にかかるヒアリング
（テーマ）「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入について
4. 出席者：【要望者】 中国木材株式会社 開発部兼管理部 部長 松岡 秀尚 氏
同 集成材部兼開発部 主任 吉田 徳之 氏
【規制改革会議】 八田主査、米田副主査
【規制改革推進室】 小田室長、鈴木室参事、山本企画官、事務局
5. 議 事：

○事務局 定刻となりましたので、農林水産業タスクフォース第3回林業専門部会を開催させていただきます。

本日は、中国木材様にお越しいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

これより、「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入についてというテーマでヒアリングを実施させていただきます。まず、御説明をいただきまして、その後、意見交換という形にさせていただきたいと思います。

なお、当部会の議事録につきましては、公開とさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、中国木材様より、御説明願います。

○松岡部長 中国木材の松岡と申します。よろしくお願いたします。私は今、開発部をやっているんですけど、この5月までは集成材を担当しておりまして、それまでJASの取得とかそういうものをやってきました。こちらにいるのが吉田と申しまして、同じくJASをやってきた者です。

今から説明させていただく内容としては、私の考えでいくと、JASが仕様規定にかなり偏っている。一部性能規定化を取り入れているところもあるとは思うんですけども、非常に多くが仕様規定になっているので、それを性能規定化してもらうことによって自由度を増し、その自由度を増すことによって生産効率を上げたりして、競争力のある集成材を作りたいということの趣旨でお話しさせていただきます。

ですので、ここにこういうことがやりたいとか、そういう要望が書いてありますけど、それは一部ということですね。例示としてこういうものがありますよとお考えいただき、基本的にお願したいのは、JAS自体を性能規定化していただきたい。今ある仕様規定はそのまま十分使えると思いますし、技術力がないところにとっては、仕様規定で作った方が楽なこともあると思いますので、仕様規定は仕様規定のままのけておいていただき、新たに性能規定を作っていたらなと思っております。

それでは、JASのことについてご存じかとも思うんですが、今から説明していくことがちょっとわかりにくいかもしれませんので、資料でJASのことを少し説明させていただければと思います。

57 ページですね。「構造用集成材の概要」を配っておりますが、これで現在のJASがどのようになっているかというところをちょっと説明させていただきます。

3枚目の下に59ページと書いてあるところを見ていただければと思うんですが、構造用集成材ですね。主に構造用集成材についてお話しさせていただきます。構造用集成材は、大断面・中断面・小断面と3つに分かれています。それは断面の大きさによって呼び方を変えているということです。基本的には、小断面は柱に使われることが多く、中断面は、梁とか桁とか、そういうものに使われることが多いとです。

その図の上の右の方に書いてありますのが、梁を細分化したものです。一番外側の呼び名を最外層、次を外層、次を中間層、内層という様に呼びましようかと決められています。最外層は、外から16分の1の範囲を最外層と言いましようかと決められています。

構造用集成材の作り方を、次のページの71ページと書いてあるところに、この様に作りなさいというのが決められています。これは一部ですけど、これを説明すれば大体おわかりいただけると思うので、これを例にして説明させていただきます。

一番下の左側に、強度等級と書いてありまして、E120-F330と書いてあると思うんですが、それにはどの様な強度の板を張らなければいけないのかというのが、その下のここに書いてあります。ですから、一番外の最外層にはL140のものを張ってください。その次の外層にはL125を張ってください。それから、中間層には110、内層には90と、こういう強度のものを張ってくださいと決められています。

ですから、集成材を作る場合には、必ずこういう様な強度等級で張っていかなければならないということが決められております。

○米田副主査 E170-F495とかは、Eはヤング率ですか。

○松岡部長 そうです。

○米田副主査 Fは何ですか。

○松岡部長 曲げ強度です。ですから、これは集成材の性能になります。EとFは。

○米田副主査 L200とかいうのは、どういうものなんですか。

○松岡部長 L200というの、単位が200t/スクウェアcmですね。そう言ってもなかなかわかりにくいとは思いますが。

○米田副主査 この場合、Lは何を意味するんですか。

○松岡部長 Lはヤング率と同じ意味ですね。そこをEと書くと、多分わかりにくいのでLと書いてあるんだと思います。わけわからなくなってしまうから。

○米田副主査 それはヤング率のことですか。

○松岡部長 そうです。ラミナのヤング率が、一番上のE170-F495だと、一番外にヤング率を200のやつを使ってくださいと。

- 米田副主査 出来上がった製品は、ヤング率が 170 ですか。
- 松岡部長 そうです。
- 米田副主査 外側には丈夫な 200 を張ってください。真ん中はやわらかくても良いですよと。
- 松岡部長 そうです。125 でも良いですよということですね。
- 米田副主査 これは 125 以上ということなんですか。
- 松岡部長 そうです。
- 米田副主査 125 より低いものは使えないんですか。
- 松岡部長 もし、E170-F495 を作ろうと思うと使えないです。
- 米田副主査 ということは、やわらかいのは、例えば一番最後のヤング率 105 の L80 というところに使えるということですか。
- 松岡部長 そうです。
- 八田主査 ヤング率というのは何ですか。
- 松岡部長 力をかけた時に、どのぐらいたわむかという係数だと思ってもらえれば。
- 八田主査 さっきの曲げ強度との違いは何ですか。
- 松岡部長 ヤング率というのは、力をかけたときにどのぐらいたわむかですね。曲げ強度というのは、力をずっとかけたときに、どのぐらいで折れるかということです。
- 米田副主査 ということは、下の方はヤング率だけで書いてありますよね。ヤング率だけで良いんですか。内層とか、中間層の板は。曲げ強度の値は書いていないので。
- 松岡部長 曲げ強度は、E120-F330、E105-F300 です。
- 米田副主査 その中に入っているものについては。
- 松岡部長 ラミナですか。そうですね。
- 米田副主査 ラミナについては、ヤング率しかないの。
- 松岡部長 強度はありますね。
- 吉田主任 一応強度も持っています。
- 米田副主査 あるんですか。書いてないだけですか。
- 松岡部長 ここには書いてないだけです。
- ですから、E105 を作ろうとしたときに、一番低いのも L80 で、ヤング率 80 ということですね。スギがどのぐらいあるかということ、スギの平均ヤング率は 70 です。これは九州の方ですけど、秋田の方はもう少し高いのかもわかりませんが。
- 米田副主査 ちなみに、カラマツはどのぐらいなんですか。
- 松岡部長 はっきりわからないんですが、平均が 105 かそんなものじゃないかと思うんですけど。
- 八田主査 今の曲げ強度は性能規定なんですか。
- 松岡部長 これは仕様規定ですね。だから、板はこの構成でないと張れない。
- 八田主査 その最終の等級だけを要求すれば性能規定になるけれども、内側の分割を言っているから仕様規定になると、そういう話ですね。

○松岡部長 そうだと認識しています。外だけを規定しているものは今ないです。

それでは、資料の〈要望事項〉を少し説明させていただければと思います。

1 ページ目を見ていただくと、ハイブリッドビームと言って、私どもが今集成材を作っているんですが、中にスギを張って、外に強度が強いベイマツを張って、異樹種の集成材を作っています。先程説明しました様に、スギのヤング率が低いものですから、このままの仕様規定であれば使えない状態になっています。J A S も、一部性能規定を取り入れていまして。この構成のシミュレーションと実大試験を行えば、性能を満たしたものとしますよという規定があります。その規定は、ほかにもラミナ厚とかそういう仕様が全部あるんですが、その仕様に制限されるという範囲の中で、シミュレーションと実大を行えば認めてもらえるという状態にはなっております。

○八田主査 実質的な性能規定で J A S は認めていて、ただし、制約があると。

○松岡部長 そうです。

○八田主査 その制約は何ですか。

○松岡部長 まず、ラミナ厚がそうです。

○八田主査 それは何ですか。

○松岡部長 ラミナ厚というのは、こういうラミナの厚みですね。厚みの最大が 5 cm まで。

○八田主査 その根拠は何ですか。

○松岡部長 根拠は、わかりません。5 cm までで、この厚みの制限が一番厚いものと薄いものが 3 分の 2 以上。

○米田副主査 厚いものと薄いものが 3 分の 2 以上ですか。

○松岡部長 薄いものを使おうとしたときに、最大の厚いものに対して 3 分の 2 以上ないといけないということです。だから、例えば厚みが 30 mm のものを張ってきたときに、張れる一番薄いものは 20 mm です。15 mm のものは張れないということです。

○米田副主査 すみません。もう一回説明してください。よろしくお願いします。

○松岡部長 ラミナが何枚かありますけど、その中の一番厚いものと一番薄いものの比率が 3 分の 2 以上ないといけない。ですから、30 mm を張ってきて、20 mm は 3 分の 2 ですから張れますけど、15 mm は 2 分の 1 になるから張れないということです。厚みの制限で。

○米田副主査 それは何でなんですか。

○松岡部長 それはよくわかりません。

○米田副主査 何か科学的根拠がありそうなんですか。

○松岡部長 いや、そこら辺は先生方に聞いても、よくわからないというところがあります。

○米田副主査 最大厚み分の最小厚が 3 分の 2 以上ですね。

○松岡部長 そうです。

○米田副主査 1 つのラミナの厚みが最大 5 cm まで。

○松岡部長 そうです。シミュレーションをすれば、6 cm まで使えます。

○八田主査 この 2 つの条件がなければ、すっきりするわけですね。

○松岡部長 そうですね。

○米田副主査 この上に、シミュレーションと実大試験が課せられるわけですか。

○松岡部長 そうです。ですから、これを作るときには、先程の構成を満たさないですから。ですから、シミュレーションと実大をやらないといけないということですね。そのシミュレーションと実大をやるときに、先程のラミナ厚の制限は受けます。

○米田副主査 シミュレーションと実大試験までやるのに、なおかつ、3分の2以上と厚みが5 cm、最大6 cmまでというのがさらに制限を課されるわけですか。

○松岡部長 そうです。

次のページを開いていただくと、こういう図があって、ベイマツの薄いラミナを使う。あと、小径木材の間伐材を使う、LVLを使うという3つがあると思うんですが、先程言いました3分の2の規定がありますので、それを取っ払っていただくということで、今、補助金をいただいて、薄いラミナを使って、実際にテストをしていただいています。今度のJASの改正のときには、その要望を出して、この部分は改正していただける可能性もあると思います。

○八田主査 補助金は農水省から出ているわけですか。

○松岡部長 そうです。

○八田主査 では、もう、やる気なわけですね。

○松岡部長 そうですね。この部分は。

ということで、今テストをさせてもらって、森林総研なんかの先生と一緒にやっていますので、多分この部分の制限は取っていただけるのではないかと思います。どのぐらいの制限が付くかはわかりませんが。

○八田主査 そのテストはどういうことをやっているんですか。もともと性能規定は満たしているわけですね。だから、それ以上テストすることはない様な気がします。

○米田副主査 いやいや、満たしてないです。この薄いラミナの厚さが。

○八田主査 最終的な性能は、もう満たしているわけですね。そうすると、これを薄くした場合にどうなるかというテストをする理由は何でしょうか。

○松岡部長 結局、仕様でそういう規定があるわけですから、そうすると、例えば2分の1を使っても、3分の1を使っても、支障がないんですよというテストですね。

○八田主査 それは最終的にシミュレーションとか、実際のテストをやるわけですね。

○松岡部長 はい、そうですね。

○八田主査 この付加的な条件を抜きにしても良いのですか。大体、性能規定というのは、それを満たす仕様基準がいっぱいぶら下がることだと思うんですね。建築基準法の場合には、仕様基準を電話帳みたいにどんどん付けていくということです。この場合も、新たな性能基準の下に相当な薄さにまでしても、ここまでならオーケーという仕様の基準を探そうと、そんな感じですか。

○松岡部長 そうですね。どこまで取っ払うかの問題はあるとは思いますが。

○八田主査 どこまで薄くしても良いか。

○松岡部長 そうですね。そういう問題はあるとは思いますが。要は、今の仕様を変えるた

めにテストをしていて、このテストによってどこまで決めるかですね。5分の1までにするのか、10分の1までにするのか、3分の1にするのかとか、そこら辺はどうなるのか。

○八田主査 ということは、新たな性能規定の下に、仕様規定をどこまで緩和できるかを見出すために、補助金を得てそういう実験を今していらっしやると、そういう感じですね。

○松岡部長 今は、3分の2の規定を緩めてもらうためにやっている。

○八田主査 どこまで緩められるか。

○松岡部長 はい、そうですね。

○八田主査 わかりました。

○松岡部長 2分の1とから、そこら辺でやっているということですね。

○八田主査 限度いっぱいまで下がるというわけではないんですか。

○吉田主任 4分の1までは、実験データを取りました。

○松岡部長 ただ、これもどこまでやるかという、結構大変なんですけど。今4分の1までやっていますので、そこまでは緩めても。

○八田主査 それで確定したら、この4分の1までのものは、別にシミュレーションをやったり、実証試験をしなくても、もう自動的に仕様基準に達しているから、この性能を満たしていますねということでオーケーだと。さらに、性能規定だけあれば、それ以上の薄くするのは、民間でまた実験して決めなさいよと、そういうことになっているんですかね。ここまでの範囲は大丈夫だよという実質的な仕様規定の緩和をやると。

○松岡部長 これがですね。

○八田主査 それを目的としていると。

○松岡部長 薄い方はですね。ただ、厚い方はまだ何もやってないので、先程言いました、通常だと5cm、シミュレーションだと6cmの規定はそのまま残っているということです。

それから、ここの2つ目に書いてありますが、間伐材なんかをこの真ん中に使っていこうということで、幅はぎの様な格好をして張って使っていこうということですね。これをするとき、先程の6cmの制限を受けてしまうということです。あとは、幅はぎの定義がどうかはよくわからないんですけど、これが幅はぎなのか何なのかというものの読み方にまた制限を受けるかもわからない。

○米田副主査 すみません。幅はぎというのはどういう意味ですか。

○松岡部長 幅はぎです。短い幅のものをつなぎ合わせて、幅の拾い板を作っていく。これは縦に張っていますが、普通は横に張って、例えばこれだけの幅の板が取れなくても、薄い板を2枚つないでこの1枚の板にしましょうというのが幅はぎと言います。

なぜこういうことをするかと言いますと、幅はぎをするときに、何が問題になるかという、いかに効率良く作るかが問題になってくるわけです。ですから、幅はぎを横に幅はぎしていくと非常に効率が悪いということです。ですから、縦方向に幅はぎしていくと効率良く作れるということですね。だから、いかにここの部分を安く作って、価格競争力を持つかということのために、こういう様な幅はぎの仕方をしたいということです。

○八田主査 板と板の間は接着剤ですか。

○松岡部長 そうですね。そこら辺も、大断面は、今、規定はどうかというのと、この幅はぎした部分は、接着は未評価、接着していても、接着しなくても良いという状態になっているんですけど。中断面は、ちゃんと接着剤で接着しないとイケないという規定になっています。だから、そこら辺も、接着に対してこういうものを満たしておけば良いんだよという性能規定にしていれば、色々なことができるなと思っています。

○米田副主査 すみません。よくわからなかったんですけど。今の説明もう一回お願いできますか。接着を評価する、評価しないというところが、どこは評価して、どこは評価しないんですか。

○松岡部長 今これで言っているのは、ちゃんと接着しようとしています。先程言いました幅はぎについて、大断面集成材は幅はぎしたところの接着性能は未評価で良いですよという J A S の規定になっているんですけど、中断面と小断面は、幅はぎしたところはちゃんと接着してないといけない。

○米田副主査 小断面は。

○松岡部長 それも一緒ですね。ちゃんと接着しないとイケない。

○八田主査 そこはそれほど気にしなくても良いんじゃないですか。

○松岡部長 説明が前後するかもわかりませんが、4 ページを開いていただいて、なぜ、我々が薄いラミナを使いたいのかということについて、4 ページに説明してあります。ここに丸太が書いてありますが、中の方で梁とか桁とかという大割を取っていきます。だんだん外側に行くほど小さい小割を取っていくんですが、そのときに、最近では、例えば野地を余り使わなくなったということで、ほとんどチップになっている部分があるわけです。しかも、外に行くほどヤング率は高くなっていますから。ですから、薄いものを使えば、この製材歩留まりが上がって、トータルの価格競争力がつく集成材ができるということです。

それから、5 ページ目に、先程言いました間伐材とかそういうものを使った集成材の説明がしてあります。これは基本的にスギとさせていただくと、スギは1 本の木から柱を取るのがほとんどになっています。ですから、柱が取れる径より大きいものは使えるんですが、柱が取れない様な径の小さいものはなかなか使いづらいということになっています。ですから、それをこういう様に小さいものも作って、先程言いました幅はぎというか、縦に張って、それを使っていけば、小さいものも使えますし、安く手に入れば価格競争力もついていくということを考えております。

それから、3 番目はちょっと趣旨が違うので、この場で説明して良いかどうかよくわからないんですけど。一番外側に L V L を張って、そういうものも認めていただければ、例えば一番外にベイマツの強度の強いものがなくなった場合でも、L V L を張って、スギを使っていけるということで、そんな研究を行っているところです。

説明の方は、そんな感じなんです。

○八田主査 どうもありがとうございました。

そうすると、今のお話で、基本的には、J A S の基準を性能基準に直してもらって、そして、その際には、ラミナ厚の最大値と比率のことをできるだけ緩和してもらいたいと。具体的には、

例えば組合せも色々あるでしょうから、ラミナ厚が最大これだけだったならば、比率はこれだけでも良いとかという様なものもあるでしょうから、最終的な性能基準さえ決めておけば、それに合致する様な様々な仕様を適宜、どんどん加えていってもらいたいと、そういう御要望ですね。

○松岡部長 はい、そうですね。

あと、接着についても、2次接着がなかなか認められてないものですから、例えばこういう（要望事項2ページ）ものを作って、この外にまた板を張って集成材にしたいといった場合には、何の規定もなく作れないという状態です。

○米田副主査 作ったものを2個また張り合わせて新しい製品をつくるというのを、今2次接着とおっしゃっているわけですね。

○松岡部長 はい。

○米田副主査 それはまだ認められていないんですか。

○松岡部長 それは認められているんですけど、自由に張れるわけではないです。同一条件で製造された集成材同士の幅方向または積層方向の接着なら認められています。ですから、例えばこれが真っ二つに切られている様なものを横方向に張るのは良いと。同じ板ばかり張ったものをまた張るのは良いというのは認められていますけど。

例えばこれでも（要望事項3ページ）、3つを集成材だと思えば、2次接着は自由にできれば、それで張ることも可能かもわからないんですけど、そういうことは認められてないということです。

○八田主査 ちょっと別な角度から伺いたいと思います。材木については、建築基準法で強度に関する性能規定はあるはずですね。一方JAS基準は仕様規定を残している。しかしJAS基準の仕様規定を満たさなくても、建築基準法の性能基準を満たすものは、追加して行って良い。そういうふうにJAS基準が建築基準法を満たすものをその一部として取り入れるようにすれば、それで良いわけですね。

○松岡部長 言われていることちょっとよくわからないんですけど、建築基準法で、37条の「大臣認定」というのがあります。これは完全に多分性能規定だと思うんですけど。

○米田副主査 37条「大臣認定」ですか。一個一個検査してもらえば良いわけですね。

○松岡部長 そうです。37条の「大臣認定」があるんですけど、この37条の「大臣認定」は、どんなものでも認められるというか。ですから、今まで木材で37条の認定を取ったのは、アイビームと、中にLVLか、何かボードみたいなものを中に入れて、外に板を張ったアイビームというものは取っているんですね。あとは、セキスイさんがチップの様なものを固めて梁の様なものを作ったのは取っているんですけど。ただ、それはボックス型でも良いですよとか、アイ型でも良いですよとかいうものの性能規定になっているので。だから、かなり厳しいテストになっているんですよ。例えばクリープをやりなさいとか、DOLといって、荷重をずっとかけて折れるまでやって、どのぐらいの強度があるのかやりなさいとかですね。だから、37条の「大臣認定」にいくと、例えばこの（3ページ）様なものはほとんど集成材なので、例えばそういうテストをしなくても良い部分もあるのではないかとと思うんですけど、「大臣認定」にいくとどんなも

のでも取れるので、色々なテストをさせておかないと性能が担保できないということで、かなり厳しいテストも入っていると思うんです。

○八田主査 例えば防火性能とか、鉄骨の強度とか、建築基準法で色々な性能規定がありますよね。木材についても、当然性能で規定されているんだと思うんですけど。建築基準法の規定は、先程のおっしゃっていた様なヤング強度とか、そういう言葉で規定されているわけですか。

○米田副主査 恐らく建築基準法の 37 条で認定を取ろうと思うと、前は、日本建築センターと言ったんですけど、そういうところの専門家の先生が集まった中で、本当にシミュレーションと実大実験を色々な角度からしっかりやって、それでオーケーですよというのを出すようになるので、恐らく、今 J A S 認定を取るときの試験よりもより一層厳しい試験が課されるということですよ。

○八田主査 その試験で課したときに、何をテストするかというのは、ヤング強度とか、そういうものを規定しているわけでしょうかという質問ですね。要するに、建築基準法の方が性能規定として規定しているものは何でしょうかと。

○松岡部長 私もよくわからないんですけど。多分、曲げ強度とか、強度性能を規定しているんだと思うんですけど。

○八田主査 それで、そのような性能規定を満たすものは、J A S に認定されていると見なすということになってくるわけですね。

○松岡部長 J A S を満たしていれば良いと思うんですけど。

○八田主査 満たして良い理由は、建築基準法で決めている性能規定を満たしていると考えたから、J A S を満たしていると、そう言っているわけですね。

○松岡部長 そうだと思います。

○八田主査 だとすれば、別に J A S を満たさなくても、元来の性能規定さえ満たせば良いわけだから、そこでテストしてもらえば、それで済むのではないかというのが私の質問で、そうしたら、恐らく、J A S でオーケーと言っているんだから、建築基準法の方の性能規定は、さっきのヤング強度ともう一つの何とか強度ぐらいのチェックしかないのではないかなと思うんですけども、それ以上に色々なテストがあるわけですか。

○松岡部長 建築基準法の性能規定が、どこのことを言われているのかわからないんですけど。私は、性能規定というのは、37 条の「大臣認定」で規定されているものがそうではないかと思うんですけど。J A S でなくても、大臣が認定すれば。

○八田主査 何を認定すれば良いのか。最終的な性能がどこかで規定されているはずですよ。

○米田副主査 わかります。その意味よくわかります。

○八田主査 それさえ満たしていれば、建築には使って良いんだと思うんですけどね。

○米田副主査 37 条がよくわからないですね。中は全部細目まで決まっていますものね。

○八田主査 確かに J A S を緩めるのも一つの手なんですけど、こちらに直接 J A S をバイパスするのも可能ではないかと。J A S を緩めるにしても、建築基準法の性能規定の内側でなければ緩めてはまずいでしょうから、だから、どっちのルートもあるのではないかなということなんです。

○松岡部長 はい。

○米田副主査 恐らく今おっしゃっているのは、JASの方の認定をもっと性能規定化してほしいということだと思うんですが、そのときに、例えば、先程、構造用集成材の概要の中の71ページにあった様に、16分の1以内という幅とか、あと、一個一個のそこに入ってくる板の強度の性能を今はしっかり全部規定してあるんだけど、それは自由にしておいてやらせていただきたいというふうに解釈したときに、その時に、性能実験で調べるものは、性能規定を満たすことを証明する時に必要な検査は何かというと、恐らくシミュレーションと実大実験になりますよね。

○松岡部長 そうですね。

○米田副主査 それをやる手間と、今、八田先生がおっしゃった建築基準法の37条の「大臣認定」で言う実大実験のシミュレーションが同じものであれば、37条で取りに行けるんじゃないかという話をされているわけですよね。

○松岡部長 はい。

○米田副主査 逆に、37条に合うようにJASを性能規定化するときには、37条で決められた性能規定の範囲内でないと、JAS規定の性能規定化ができないので、ここで一番問題になるのは、37条の性能規定が何かということそのものを把握した上で検討する必要がありますね。

○松岡部長 37条の「大臣認定」は、集成材というものについて試験をしようとしているものではないので、テストもかなり厳しいテストになっていると思うんですよ。ですから、JASとして性能規定化してもらうことによって、そのテストが緩和されるのではないかということですね。

○八田主査 政令で定めている安全上の性能があるんですよね。下の2項の指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上必要な品質に関する技術的基準に適合するもの、これが何かですよね。

○松岡部長 これは、告示の1446号である、これではないかと思うんですけど。

○小田室長 37条の1、2の書き方は基本的に、まず1はJIS、JASに合っていなければならない。2はそれと同等以上のものを作りますという書き方ですね。同等以上かどうかは、国土交通大臣がチェックしますということで。だから、JISやJASに合っていれば、当然合格すべきことで、JISやJASよりも厳しくはなるかもしれないですね。2項は同等以上だと。

○米田副主査 以上だということですよ。だから、より厳しいんでしょうね。

○八田主査 だけれども、建築基準法を改正するときは、とにかくそれまでの仕様規定をやめて性能規定にしようということが大問題で、それでやっとなったわけだから、その精神としては、上の農林規格や何か性能規定以上の仕様規定を持っていたら、そっちは余り重視する必要はないという精神だとは思いますがね。法律上の文章として、下の方の安全上必要な品質に関する技術的基準というものが、上よりも厳しくないといけないのかどうかということとは。

○小田室長 基準は同じではないかなと思うんですけどね。同等以上の。

○八田主査 基準はあって、農林基準、JASも満たしているし、ほかにも色々あるだろう。だけど、このJASがもっと厳しくなければいけないということはないだろうということですよ。

○小田室長 はい。それはないと思います。

○米田副主査 いずれにしても、この話はあるにせよ、J A Sが必要以上の仕様規定であることは、私も今のお話を聞いて、なぜ5 cm以上なのかとか、なぜ幅の下がなければいけないということに関して、技術的な合理的な説明が、根拠があるわけではないので、基本的には、シミュレーションと実大実験をやって、ちゃんとその製品の性能が担保されたら、製品として認めるべきという意見に私は賛成します。

○八田主査 それは、まず農水省に聞くべきですね。

○米田副主査 はい。

○松岡部長 多分、その6 cmとかいうのがあると思うんですけど。それは、こういうものを想定したものではなくて、無垢でこれが6 cmだということだと思っただけなんです。その根拠は、例えば6 cm以上あると乾燥が大変ではないかとか、例えばこっち方向と逆方向のヤング率がかなり違ってくるのではないかとか、そういうことによって多分それが決められているんだと思うんですけど、科学的に決めたかどうかは別にですね。

○米田副主査 今までは、間伐材の小径木をこういった幅はぎした様な製品を、その想定外の製品が、それを想定した基準ではないということですよ。だから、新しい製品をつくる時には、今までの6 cmは、新しい製品においては意味をなさないわけですよ。従来型の作り方において、6 cmは乾燥するときに難しいのではないかと、たわむのではないかとという様なものを想定した6 cmであって、小径木をこの様な新しい形で組み合わせることにおいては、6 cmは乾燥で曲げが生じるとかいうわけではありませんから、意味のない数字になってくるということですよ。

○松岡部長 そうですね。

○米田副主査 だから、色々な創意工夫ができるように、性能規定を緩めてほしいということですよ。

○松岡部長 そうですね。

これは、例えば解釈の仕方とか読み方とか変えて、何とかできるかもわからないのですけれども、今からどんなものが出てくるかわからないので、それをいちいち5年ごとにやっていったら、なかなか進歩がないと思いますので、そこら辺のところを。

○八田主査 新しい製品を作ろうという意欲をそいでしまいますよね。

○松岡部長 そうですね。

○米田副主査 特に、今、日本はスギの間伐材の利用が大問題になっている中で、それを上手に生かした集成材の開発がこれほど求められていることはないのに、こういった仕様規定に阻まれて、自由な製品設計ができないのは、非常に大きな損失になりますよね。

○八田主査 農水省は、これの基準を設ける際に、建築のことしか考えてないわけでしょうから、国土交通省の住宅局と緊密に連携しながらこういう基準を作っているわけでしょうね。

○米田副主査 私はそう思わないです。私が色々接触するときにおいて、製材屋さんと建築屋さんの中には結構断絶があるように見えます。緊密に連絡を取り合っているようには余り見えない。

○八田主査 でも、農水省がどんな性能基準が要るかということは、一義的にはなかなか自分た

ちだけでは決められないじゃないですか。

○松岡部長 前の改革で、桁の引っ張り強度を弱めた J A S の基準を作ってもらったんですけど。ですから、それまでは、家を作るんだから、引っ張り強度は要らないから、J A S を変えようとか、そういう動きはなかったように思います。

○八田主査 あの時の改革の一番の目的は、日本の仕様基準を必ずしも満たしていない建材も、性能さえテストすれば良いとすることでしたね。あれは外圧に応じてやった改革です。建前としては、他の様々な改革も行いましたけどね。

○松岡部長 この間の改正ですか。

○八田主査 この間の前ですね。阪神大震災の直後のもので。

○米田副主査 10年ぐらい前ですね。

○八田主査 10年前ですね。あの時に性能規定に変えた。もともと外圧が物すごく激しくて。特に外国からは住宅を輸出したいと言う。それで、何とかしてこれを変えなければ持たないという状況だった。そこに阪神大震災が起きたから、それを理由に変えましょうと言って、実は地震とは全然関係なかった性能化をやったんですね。

○米田副主査 実は、私そのためにアメリカ、カナダへ行って調べてきました、木材の J A S 相互認証のために。

○八田主査 建前としてはいろいろな道を開いたはずで、開いてなかったとすると、改革の精神にはちょっともとの感じがしますよね。

○米田副主査 木はなまものですから、色々な性状の木が入ってくるわけで。必ずしも品質が一定でないということで、結構それで厳し目のものになっているのではないかというのは想像がつくわけですが、当時の集成材の技術と今の集成材の技術は、格段に今の方が進歩していますので、今は品質が相当一定なものが出せるようになっているので、当時の基準と今の基準は、当時はまだ仕様規定でないと、みんながきちんとしたメーカーではなかったかもしれないのでという時代的背景は何となくわかりますけれども。今はもうこういう時代ですから、頑張っって前に進む人を応援する様な規定にならないといけませんよね。

○松岡部長 冒頭にも言いましたように、ここに書いてあるのは例だと思っていただいて、これさえ解決できれば良いというのではなくて、色々なことが今から出てくると思いますので、それに対応できる様な J A S の方の性能規定化をしていただきたいなと思っています。

○八田主査 よくわかりました。

○事務局 ありがとうございます。

では、以上で終わらせていただきます。